

第1章 利用の前に

本書は、平成30年10月1日現在で実施された平成30年住宅・土地統計調査について、総務省から公表された調査結果のうち、新潟市に関するものを抜粋し編集したものです。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

今回の平成30年住宅・土地統計調査では、多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず、少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態や、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度、土地の有効利用に係る実態を明らかにすることをねらいとしています。また、住環境対策として空き家対策の重要性が年々高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することとしています。

なお、住宅・土地統計調査は昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、平成30年調査はその15回目に当たります。

(2) 調査の根拠法令

平成30年住宅・土地統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、住宅・土地統計調査規則(昭和57年総理府令第41号)に基づいて実施しました。

(3) 調査の時期

平成30年住宅・土地統計調査は、平成30年10月1日(調査期日)午前零時現在によって実施しました。

(4) 調査の対象

調査期日において、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1調査区当たり17住戸、計約370万住戸・世帯)を対象としました。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外しました。

- ア 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員(家族を含む。)が居住している住宅
- イ 皇室用財産である施設
- ウ 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- エ 自衛隊の営舎その他の施設
- オ 在日米軍用施設

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層別基準		調査区の層符号			
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010			
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	021		
		30%以上	022		
間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	031		
		30%以上	032		
平成27年国勢調査調査区 換算世帯数が16以上の調査区	3階建以上の共同住宅の世帯数が90%以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	121
				30%以上	122
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130	
	持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140		
	その他の調査区		150		
	その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	311
				30%以上	312
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	411
30%以上				412	
民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511		
		30%以上	512		
持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611		
		30%以上	612		
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	711		
		30%以上	712		
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	801		
		30%以上	802		

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号が若いものに分類する。

2) 換算世帯数=二人以上の一般世帯数+(一人の一般世帯数+施設等の世帯人員)÷3

表2 指定調査区の抽出率

地域	調査区の抽出率		
	層符号010、021、022以外の調査区	層符号010、021、022の調査区	
市部	人口60万以上の市区	1/10	1/20
	人口50万以上60万未満の市区	1/9	1/18
	人口40万以上50万未満の市区	1/8	1/16
	人口30万以上40万未満の市区	1/7	1/14
	人口20万以上30万未満の市区	1/6	1/12
	人口10万以上20万未満の市区	1/5	1/10
	人口5万以上10万未満の市区	1/3	1/6
	人口5万未満の市区	1/2	1/4
郡部	人口1万5千以上の町村	1/4	1/8
	人口1万5千未満の町村	1/8	1/16

(5) 抽出方法

ア 平成27年国勢調査調査区から、刑務所・拘留所のある区域、自衛隊区域、駐留軍区域及び水面調査区を除き、住宅の所有の関係、高齢者のいる世帯の割合等により調査区を層化しました。(表1)

イ 市区町村の人口規模別に調査区抽出率を設定し、約22万調査区を抽出しました。(表2)

なお、抽出にあたっては、他の主要な標本調査の対象になった世帯が続けて調査の対象とならないように可能なかぎり配慮しています。

ウ 抽出された調査区のうち、70住戸を超える調査区については分割して単位区を設定、70住戸以下の調査区については調査区を単位区としました。

エ 設定(分割)された単位区から、調査単位区を抽出し、調査地域としました。

オ イで抽出した調査区を住宅の所有の関係等により層化した上で抽出した約3万調査区に設定された調査単位区を調査票乙対象調査単位区としました(調査票乙の調査対象は全国で計約50万住戸・世帯)。

新潟市	1,446 調査単位区	約25,000 住戸・世帯
新潟県	4,783 調査単位区	約81,000 住戸・世帯
全国	約22万 調査単位区	約370万 住戸・世帯

(6) 調査の方法

a 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣—都道府県知事—市町村長—指導員—調査員—調査世帯の流れにより実施しました。

b 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査員は、9月11日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、調査対象となった世帯に9月15日から20日までの間にインターネット回答用の調査書類を配布しました。

その後、9月25日から30日にインターネットによる回答のなかった世帯を訪問し、調査票を配布しました。10月上旬に調査票を配布した世帯を再度訪問して、調査票の取集と内容検査等の事務を行いました。

また、調査への回答方法については、住宅・土地統計調査員への調査票の提出、インターネットによる回答(オンライン調査)、又は郵送による調査票の提出のいずれかによるものとしました。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布しました。

調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で6対1となるように無作為に行いました。

ウ 調査票甲及び乙は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、住宅・土地統計調査員が世帯主等に質問するなどして記入しました。建物調査票は、居住世帯のない住宅の内訳や、建て方、構造などについて、住宅・土地統計調査員が建物の外観等を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして調査しました。

2 結果の推定方法と推計値の精度

(1) 結果の推定方法

表章地域ごとに平成30年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数(調査単位区内総住戸数/調査単位区内調査住戸数)、標本調査区を分割して調査単位区とした場合はその分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率の逆数の積を乗じて合算し、平成30年10月1日現在の市区町村別総人口に合致するよう一定に比率を乗じました。

なお、調査票甲及び乙に共通した調査事項で集計する結果表の推定値については、両調査票の全数を用いて推定しましたが、調査票乙のみの調査事項に関する結果表は調査票乙のみで推定しました。この結果、同一の集計項目であっても結果数値が異なることがあります。

(2) 推定値の精度

新潟大都市圏における推定値の標準誤差率は表3に示したとおりです。

ここに示す標準誤差率とは、全数調査をすれば得られるはずの値(真の値)の存在を示す目安となるものです。すなわち、推定値を中心として、その前後に、標準誤差(推定値の大きさ×標準誤差率)だけの幅をとれば、その区間内に真の値があることが約68%の確率で期待され、また、標準誤差の2倍の幅をとれば、その区間内の真の値が約95%の確率で期待されます。

なお、表3は、世帯数、住宅数などの実数値に対して適用されるものであり、1住宅当たり居住室数、1人当たり居住室の畳数などの平均値及び増加率、割合などの計算値に対しては適用できません。

表3 推定値の大きさ別標準誤差率

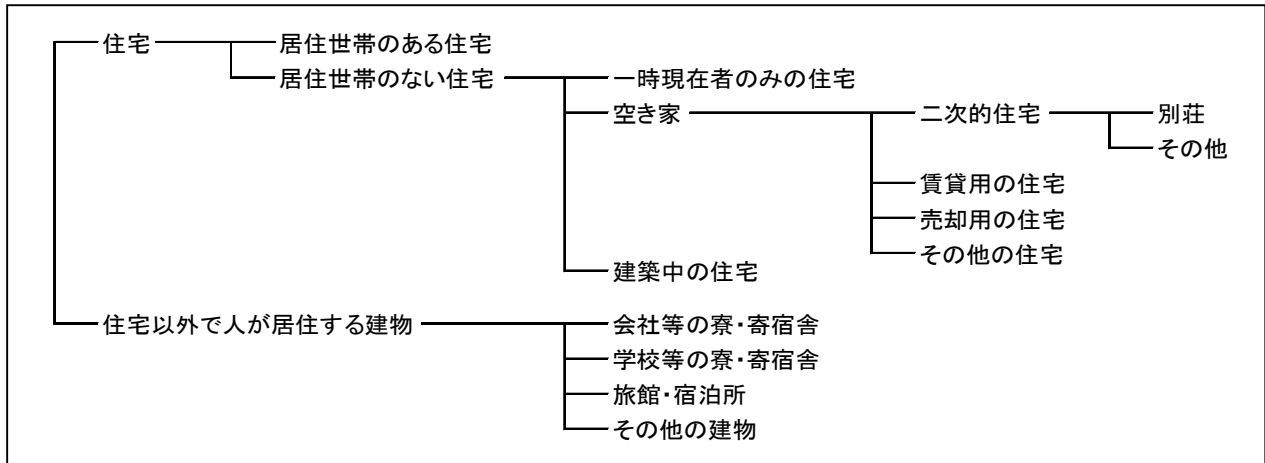
推定値の大きさ	標準誤差率(%)
500,000	0.326
300,000	0.727
200,000	1.029
100,000	1.626
70,000	2.001
50,000	2.412
30,000	3.169
20,000	3.916
10,000	5.585
7,000	6.692
5,000	7.932
3,000	10.257
2,000	12.573
1,000	17.795

その他、詳細については、総務省統計局HP「平成30年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法」をご参照ください。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/suikai.html>

3 主な用語の解説

《 住宅 》



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいいます。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいいます。また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室
 - ②専用の炊事用流し(台所)
 - ③専用のトイレ
 - ④専用の出入口 …………… 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口
- … 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

区分	内容
一時現在者のみの住宅	昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家	二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅及びその他の住宅
二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
	その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
賃貸用の住宅	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
売却用の住宅	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅	上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注: 空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)
建築中の住宅	住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの) なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了してなくても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせず人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。

住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

区分	内容
会社等の寮・寄宿舎	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舎	学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造による。

区分	内容	
木造	木造(防火木造を除く)	建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。
	防火木造	柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造(柱・はりが鉄骨のもの)のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう(したがって、地階は含めない。)

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を

建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分	内容
持ち家	そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家 都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構(UR)・公社の借家 都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。 いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む
	民営借家 「公営の借家」、「都市再生機構(UR)・公社の借家」又は「給与住宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅 勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

住宅の所有名義

「持ち家」について、不動産の登記簿上の名義人によって次のとおり区分した。

区分	内容
世帯の世帯員だけで所有(世帯主を含む)	その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合
他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有	その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員(住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など)又は会社・法人などとの共有名義となっている場合
その他	その世帯の世帯員以外の人又は会社・法人などの法人が名義人となっている場合

住宅の家賃・間代

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃又は間代の金額。この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃又は間代の総額をその1住宅の「家賃・間代」とした。

住宅の共益費・管理費

家賃・間代とは別に支払われる、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など。

1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合の取扱いは、上記「住宅の家賃・間代」と同じ。

住宅の居住室数及び居住室の畳数

(1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン(食事室兼台所)は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数も含めた。

(2) 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積(居住面積)

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含まない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、(5) 廊下、(6) 階段、(7) 居室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ(洗い場から浴槽の縁までの高さ)が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路(スロープ)などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	

省エネルギー設備等

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓

(1) 二重以上のサッシ

外窓と内窓が二重以上の構造となった窓(内側が障子の場合も含めない。)

(2) 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をすることによって断熱効果をもたせた窓

腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分(壁・柱・床・はり・屋根等)やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

高齢者対応型共同住宅

共同住宅のうち、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が80cm以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上あること。

オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

住宅の購入・新築・建て替え等

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

区分	内容
新築の住宅を購入	新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
都市再生機構(UR)・ 公社など	都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中古住宅を購入	他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合 なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
リフォーム前の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場合
リフォーム後の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新築(建て替えを除く)	「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅(持ち家)を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅(持ち家)を建てた場合
建て替え	以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅(持ち家)を建てた場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって住宅を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

2014年以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、2014年1月以降にその世帯が使用するために増改築(「建て替え」及び「新築」を除く。)や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
増改築・改修工事等をした	
増築・間取りの変更	居室の増改築や、離れを建てたり、廊下や押入れなどを居室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等の内装の改修工事	室内(トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。)のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事 なお、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。
屋根・外壁等の改修工事	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床(下の階の屋根となっている場合)の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強工事	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓・壁等の断熱・結露防止工事	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事 例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線(コンセント、スイッチの増設)など
増改築・改修工事等をしていない	店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」に含めた。

2014年以降における住宅の耐震診断の有無

「持ち家」について、2014年1月以降、住宅の耐震診断を行ったか否かを次のとおり区分した。

ここでいう「耐震診断」とは、建築事業者などの建築士に依頼して、地震に対する安全性について調べることをいう。

区分	内容
耐震診断をしたことがある	
耐震性が確保されていた	「耐震診断」の結果「耐震性が確保されていた」
耐震性が確保されていなかった	「耐震診断」の結果「耐震性が確保されていなかった」
耐震診断をしたことはない	

2014年以降における住宅の耐震改修工事の状況

「持ち家」について、2014年1月以降、住宅の耐震改修工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
耐震改修工事をした	
壁の新設・補強	横揺れに対処するため、窓などをふさいで壁を設けるなどの工事
筋かいの設置	横揺れに対処するため、柱と柱の間に筋かいを設置する工事
基礎の補強	玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事
金具による補強	柱とはり、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱などの構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事
その他	上記以外の工事 例えば、腐ったり、シロアリなどの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重い瓦から軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事
耐震改修工事をしていない	

《 世 帯 》

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした(主世帯は全て「普通世帯」)。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいる、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

住宅に居住している世帯(主世帯、同居世帯)、住宅以外の建物に居住している世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

		普通世帯	準世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯	
	同居世帯	・二人以上の世帯	・単身の世帯
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯 (注1)	・単身の世帯 (注2)

(注1) 寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は、単身の世帯であっても普通世帯とした。

(注2) 住宅以外の建物に居住する単身者は、棟ごとにその単身者の集まりを一つの世帯とした。

高齢夫婦世帯

「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯

世帯人員

世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。

船舶に乗り組んで長期不在の人(自衛隊の艦船乗組員を除く。)は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

世帯員の年齢

平成30年10月1日現在の満年齢

世帯の型

普通世帯を次のとおり区分した。

なお、配偶者が単身赴任などのため長期不在で、世帯人員に含まれない場合は、その配偶者を除いて世帯の型を決めた。

区分	備考
1人世帯	
ア 65歳未満の単身	
(ア) 30歳未満の単身	
(イ) 30～64歳の単身	
イ 65歳以上の単身	
うち75歳以上の単身	
2人世帯	
ア 夫婦のみ	
(ア) 高齢夫婦	夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦
(イ) その他	
イ その他	1)
3人世帯	
ア 夫婦と3歳未満の者	
イ 夫婦と3～5歳の者	
ウ 夫婦と6～9歳の者	2)
エ 夫婦と10～17歳の者	
オ 夫婦と18～24歳の者	
カ 夫婦と25歳以上の者	
キ その他	1)
4人世帯	
ア 夫婦と3歳未満の者	
イ 夫婦と3～5歳の者	
ウ 夫婦と6～9歳の者	2)
エ 夫婦と10～17歳の者	
オ 夫婦と18～24歳の者	
カ 夫婦と25歳以上の者	
キ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
ク その他	1)
5人世帯	
ア 夫婦と6歳未満の者	
イ 夫婦と6～9歳の者	
ウ 夫婦と10～17歳の者	2)
エ 夫婦と18～24歳の者	
オ 夫婦と25歳以上の者	
カ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
キ その他	1)

6人以上の世帯	
ア 夫婦と18歳未満の者	2)
イ 夫婦と18～24歳の者	
ウ 夫婦と25歳以上の者	
エ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
オ その他	1)

- 1) 夫婦が2組以上の場合、夫婦がいない場合は「その他」に含まれる。
2) 「…歳の者」については、夫婦以外の世帯員の年長者の年齢によって区分した。なお、それ以外の世帯員の年齢は問わない。
3) 夫婦以外に「18歳未満」と「65歳以上」の双方がいる世帯とする。なお、それ以外の者の年齢は問わない。

高齢世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

区分	備考
65歳以上の単身世帯	
65歳以上の夫婦世帯	「いずれか一方のみが65歳以上夫婦」及び「夫婦とも65歳以上」
いずれか一方のみが65歳以上夫婦	夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯 なお、夫婦の一方の年齢が不明の場合は、もう一方の年齢が65歳以上でも含まない。
夫婦とも65歳以上	夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

家族類型

普通世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、家族類型を次のとおり区分した。

区分	内容
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単独世帯	世帯員が一人の世帯

また、「親族のみの世帯」については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区分	備考
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
[1] 夫婦のいずれかが家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
[1] 男親が家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
[1] 女親が家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
2 核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	1)
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1)
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯(注)	
(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	1)
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	1)
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯	(注)
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯	(注)
(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯	(注)

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

(注) ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合。

世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

通勤時間

自営業主、雇用者について、徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間(片道)。

なお、農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合、雇われて船に乗り組んでいる場合などは、「自宅・住み込み」とした。

子の居住地

家計を主に支える者の子の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

また、ここでいう「子」には、未婚の子だけでなく、既婚の子や子の配偶者も含まれる。

区分	備考
子がいる	
一緒に住んでいる (同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む)	子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合も含む
徒歩5分程度の場所に住んでいる	
片道15分未満の場所に住んでいる	「片道15分」及び「片道1時間」とは、ふだん行き来に片道1時間未満の場所に住んでいる利用している交通手段による片道の所要時間
片道1時間未満の場所に住んでいる	
片道1時間以上の場所に住んでいる	
子はいない	

◀ 住環境・都市計画 ▶

都市計画の地域区分

都市計画による地域区分に基づき、調査区を次のとおり区分した。

区分		
A 都市計画区域	a 線引き都市計画区域	市街化区域 1)
		市街化調整区域
	b 非線引き都市計画区域	用途地域 1)
		用途地域外
B 都市計画区域以外の区域	c 準都市計画区域	用途地域
		用途地域外
	d 準都市計画区域以外の区域	

1) 用途地域未設定の地域を含む。

公共下水道の有無

調査区が公共下水道の処理区域であれば「公共下水道あり」、処理区域外であれば「公共下水道なし」とした。

最寄りの交通機関までの距離

調査区の中心から最寄りの交通機関までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの保育所までの距離

調査区の中心から最寄りの保育所までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの小学校までの距離

調査区の中心から最寄りの小学校(私立を除く。)までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

最寄りの中学校までの距離

調査区の中心から最寄りの中学校(私立を除く。)までの距離(道路に沿った最短距離)によって調査区を区分した。

4 利用にあたっての注意点

- (1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入をしているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
 - * 全国、都道府県、21大都市、大都市圏、都市圏及び距離帯は、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章
 - * 市区町村(21大都市を含まない)は、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章
- (2) 統計表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- (3) 本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいます。
- (4) 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりです。
 - 「-」は、該当数値がないもの又は数字が得られないもの。
 - 「0」及び「0.0」は、集計した数値が表章単位に満たないもの。

ご意見やご質問は、下記へお寄せください。

新潟市総務部総務課統計係
電話 025-226-2413(直通)